

見 積 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

令和3年5月25日

全国健康保険協会京都支部

支部長 守殿 俊二

1. 調達内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 調達案件名及び数量 | 令和3年度産業廃棄物(廃プラスチック類)の運搬・処分業務 一式 |
| (2) 仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (4) 契約方法 | 見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。契約の決定に当たっては、総価にて行う。(詳細な見積もり方法については、別紙1見積書を参照すること。)
なお、見積書に記載された金額に当該金額の消費税等額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって契約金額とするので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の消費税等額抜きの金額を見積書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規程に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有している者。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のうち、いずれか1つを取得している事業者、又は就業規則等に個人情報保護の取扱規定等の規定がある事業者であり、それを証明する書類を提出できる者。
- (4) 積込場所、荷下ろし場所及び処分施設のある場所について管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬業及び廃プラスチック類の処分業が事業範囲に含まれており、焼却やサーマルリサイクル等のリサイクルが可能な事業者であること。
- (5) 元請けの処分業として、今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を運搬された当日において適正に処分している実績を有すること。
- (6) 当協会との契約において、契約不履行等の実績がないこと。
- (7) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(10)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出先及び仕様書配布先

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1階

全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ 担当：高橋

電話：075-256-8636 F A X:075-256-8670

(2) 見積書の受領期限

令和3年6月14日(月) 12:00 (郵送の場合必着)

4. その他

(1) 見積書

- ・見積書は所定の様式を使用し、収集運搬廃棄処理に要する一切の諸経費を含めた廃棄物1kg当たり処分費用の金額及び1回あたりの収集運搬費用の金額をそれぞれ見積もること。また、廃棄処理方法等について、記入をすること。
- ・押印等した封筒の作成を不要とする。
- ・事業所名、代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載もれ及び判断できないものは無効とする。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は見積説明書、仕様書による。

(5) 見積結果

- ・掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
- ・決定業者には別途電話連絡する。